

令和6年（2024年）

第2回大阪狭山市教育委員会
定例会議議事録

令和6年（2024年）2月29日 開催

大阪狭山市教育委員会

第2回大阪狭山市教育委員会定例会議議事録

令和6年(2024年)2月29日(木)

午前10時00分 開議

市役所3階 委員会室

出席委員(5名)

竹谷 好弘	教育長
山田 順久	教育長職務代理者
田川 宜子	委員
河合 洋次	委員
井上 寿美	委員

出席事務局の職員

山田 裕洋	教育部長
寺下 憲志	教育監
山本 泰士	こども政策部長
浜口 亮	教育部次長兼教育総務グループ課長
塚本 浩二	こども政策部次長兼保育・教育グループ課長
酒谷由紀子	教育部副理事
中本 真司	教育部副理事兼学校教育グループ課長
東野 貞信	社会教育グループ課長
森口 健次	歴史文化グループ課長
神楽所保則	教育施設グループ課長
井上 知久	子育て支援グループ課長
岩間かおり	放課後こども支援グループ課長

書記

安達奈津芽	教育総務グループ主幹
平井 大地	教育総務グループ主査

議事日程

開会

教育長報告

議事

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4 号 | 大阪狭山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則について |
| 日程第 2 | 議案第 5 号 | 大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程等の一部を改正する規程について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針（素案）及び意見募集について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 大阪狭山市文化財保存活用地域計画（素案）及び大阪狭山市文化財保存活用地域計画（素案）のパブリックコメント実施について |
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 大阪狭山市立東小学校増築工事の変更契約について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 令和 5 年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第12号、第13号 教育委員会関係）について |
| 日程第 7 | 報告第 7 号 | 令和 6 年度（2024年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）について |

閉会

各グループの報告事項

教育部長（山田裕洋）

それでは、定刻になりましたので、教育委員会定例会議のほう開会をしたいと思います。教育長、よろしくお願ひいたします。

教育長（竹谷好弘）

改めまして、おはようございます。

令和6年第2回の教育委員会定例会議を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録の署名委員は、会議規則によりまして、田川委員、河合委員を指名いたします。

本日、1名の方から傍聴の申込みがありましたので承認したいと思います。

教育長活動報告でございます。

1ページを開いていただきまして、1月下旬からということで、各種会議に出席をしております。

2月13日、教育振興基本計画策定委員会ということで、今、第2期の振興計画ですけれども、次期計画の策定に向けての第1回の会合ということで、委員長に諮問という形で諮問書を手渡しさせていただいて、これから令和7年度から5年間の計画を策定していただくという作業がスタートするというところでございます。

2月21日、狭山池総合学術調査委員会ということで、ちょうどこの日に史跡狭山池の池守田中家の追加指定の官報告示がたまたまこの日に当たりまして、今後、保存活用計画などのご議論をしていただくということで会議がございました。

2月22日は総合教育会議、学校園の在り方、教育委員会の実施方針につきまして、市長と意見交換をしたというふうなところですよ。

以上、簡単ですけれども、活動報告とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですけれども議事に移りたいと思います。

本日の議案ですけれども、日程第1、議案第4号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第1、議案第4号、大阪狭山市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則につきましてご説明させていただきます。

まず、改正の理由でございますが、昨年の12月定例会議におきまして、令和6年4月1日から指導組織再編や統合などの機構改革を実施するため、大阪狭山市事務分掌条例の一部が改正されました。

これに伴い、昨年からは市長部局と協議の下、教育委員会事務局の組織につきましても、令和6年4月1日から機構改革を実施する方向で調整を図ってまいりました。

本日の案件につきましては、教育委員会事務局の組織機構改革に伴いまして、組織及び所管事務等の変更を行うに当たり、関係する教育委員会規則を整備するため提案するものでございます。

次に、機構改革の主な概要についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

別途、お手元に配付させていただいております参考資料をご覧ください。

今回の機構改革につきましては、効果的かつ効率的な事務処理体制の確立、政策マネジメント体制の強化、既存グループの整理統合により一定の組織規模を確保し、限られた人材を効率的に配置することを目的として実施するものでございます。

まず、教育部におきましては、学校園在り方の検討や学校給食費の段階的無償化の着実な推進など教育に関わる主要政策の企画、立案、総合調整を担う部署であることをより明確に示すため、教育総務グループと教育施設グループを統合し教育政策グループといたします。

次に、教育を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、児童生徒が自ら学び、共に育つ教育を強固な教育指導体制の下、より一層推進していくため、学校教育グループを教育指導グループへと組織名称を変更いたします。

また、誰もが将来にわたって必要な学習を継続できる生涯学習社会の実現を目指した取組を効果的に行えるよう、生涯学習に関することを教育委員会へ移管し、その中核をなす社会教育や歴史文化の振興などと一体的に推進するため、社会教育グループと歴史文化グループを統合し生涯学習グループといたします。

次に、こども政策部におきましては、昨年4月にこども家庭庁が発足したことを踏まえ、子供やその家庭をより一層支援していくため、子育て支援グループをこども家庭支援グループへと組織名称を変更するとともに、母子保健や児童福祉に関する相談などに対しよりきめ細やかに対応する体制づくりとして、市長部局とも連携したこども家庭センター機能を設置いたします。

なお、こども家庭センターの詳細につきましては、後ほどグループ報告の際に、担当グループよりご説明させていただきます。

最後に、就学前保育・教育との接続、連携を円滑に行うとともに、小一の壁などの課題に一元的かつ効果的に対応するための体制づくりとして、保育・教育グループと放課後こども支援グループを統合しこども育成グループといたします。

これらを踏まえまして、大阪狭山市教育委員

会事務局組織規則等の一部を改正する規則につきまして、資料の7ページから16ページの新旧対照表を基にご説明させていただきます。

まず、資料の7ページの改正規則第1条の大阪狭山市教育委員会事務局組織規則の一部改正でございますが、職の設置につきまして、第4条第2項におきまして、保幼小中の連携強化をさらに推進し、就学前を含めた教育活動等の課題に効果的かつ効率的に対応することなどを目的としまして、現在、部に置く教育監を事務局に置くこととし、こども政策部内にこども家庭センター機能を設置することに伴い、新たに部に担当部長を置くことといたします。

第5条では、新たに第3項で、教育監の職務について規定することとし、第4項におきまして、教育監を担当部長に改めることといたします。

続いて、第7条は、今回の機構改革に伴い事務分掌について整備するものでございますが、8ページにありますとおり、改正後の教育部の事務分掌の第12号から第14号までにつきましては、改正前には明確に位置づけられておらず、教育振興基本計画に係る企画、立案及び進行管理に関する事、委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関する事、学校用物品の管理及び整備に関する事、また、9ページの第46号から第48号までにつきましては、学校図書館に関する事、学校運営協議会に関する事、学校教育施設の情報通信環境の整備に関する事を新たに規定することといたします。

また、改正後の第63号から第65号につきましては、生涯学習に関する事が市長部局より移管されることなどに伴いまして、新たに教育部の所掌事務に加えるもので、同じく、9ページの改正前の第62号から第66号までは、教育施設グループの廃止に伴いまして教育部の項から削

除することとし、改正後の第12号から10ページの第72号までを建制順に整備することといたします。

次に、10ページのこども政策部の項につきまして、教育施設グループの廃止に伴いまして、子育て支援センター、子育て支援・世代間交流センター、市立幼稚園、こども園、放課後児童健全育成事業に伴う施設管理をこども政策部において所管することとするため、所要の改正を行うとともに、第11号にこども家庭センターに関することを加えることといたします。

次に、改正規則第2条の大阪狭山市教育委員会公印規則の一部改正でございますが、資料は12ページから14ページでございます。

今回のグループの再編・統合に伴い、教育委員会の公印保管者のうち、教育総務グループ課長を教育政策グループ課長に、子育て支援グループ課長をこども家庭支援グループ課長に、社会教育グループ課長を生涯学習グループ課長に、第5条から第7条までと別表第1につきまして、それぞれ改めることといたします。

続きまして、改正規則第3条の大阪狭山市教育委員会事務局等に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部でございますが、資料は15ページでございます。

学校給食に関することを教育政策グループが所管することとするため、第2条第1号と別表の区分中の学校教育グループを教育政策グループに改めることといたします。

最後に附則でございますが、資料16ページのとおり、本規則の施行期日は令和6年4月1日としております。

以上、大変簡単な説明ではございますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等

ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第2、議案第5号、大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程等の一部を改正する規程についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第2、議案第5号、大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程等の一部を改正する規程についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

改正の理由は、先ほどの議案第4号と同様、機構改革に伴い関係教育委員会規程について所要の改正を行うもので、こちらにつきましても、資料の26ページから36ページの新旧対照表を基にご説明させていただきます。

まず、改正規程の第1条の大阪狭山市教育委員会事務局の内部組織におけるグループの設置に関する規程の一部改正でございますが、資料の26ページにありますとおり、第2条の表中の教育部のグループを現行の5グループから教育政策グループ、教育指導グループ、生涯学習グループの3グループに改め、こども政策部のグループを現行の3グループからこども家庭支援グループ、こども育成グループの2グループに改めることといたします。

次に、改正規程の第2条、大阪狭山市教育委員会事務決裁規程の一部改正でございますが、資料は27ページから33ページでございます。

まず、第6条第3項におきまして、教育監の

専決事項について新たに規定するとともに、第7条第1項におきまして、教育監を担当部長に改めることといたします。

次に、別表2で規定する個別専決事項のうち、グループの再編・統合、生涯学習に関することが市長部局より移管されること、こども家庭センターの設置などに伴いまして、建制順に整備するとともに所要の改正を行うものでございます。

次に、改正規程の第3条の大阪狭山市教育委員会表彰規程の一部改正でございますが、資料は34ページでございます。

第5条第5項第2号の表彰選考会の委員に担当部長を加えることとし、第7項の選考会の庶務を行うグループを、教育総務グループから教育政策グループに改めることといたします。

最後に、改正規程の第4条の大阪狭山市日本遺産認定検討会議設置規程の一部改正でございますが、資料の35ページをお願いいたします。

第3条第2項の組織のうち、委員長を教育部歴史文化グループ課長から教育部生涯学習グループ課長に、副委員長を市民生活部産業振興・魅力創出グループ課長から市民生活部産業にぎわいづくりグループ課長に改め、別表中の市長部局の委員の職を改めるもので、こちらにつきましては、市長部局の組織機構改革の所属名称の変更に伴うものでございます。

最後に、附則でございますが資料36ページのとおり、本規定の期日を令和6年4月1日としております。

以上、誠に簡単な説明でございますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご意見ないようでございますので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありま

せんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第3、報告第3号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針（素案）及び意見募集についてを議題といたします。

担当より説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第3、報告第3号、大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する実施方針（素案）及び意見募集についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

本件につきましては、昨年2月に策定いたしました大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づき、小中学校、幼稚園、こども園につきまして、今後それぞれの課題解消に取り組む優先順位や具体的な対応策の内容、実施時期について具体的に示す方針を策定するもので、昨年12月の令和5年第12回及び本年1月の令和6年第1回の教育委員会定例会議における議論を踏まえまして、まとめた素案の概要につきましてご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、方針（素案）のほうから説明させていただきます。

まず、目次をご覧ください。

本方針は、第1章から第5章までの5つの章で構成しております。

それでは、第1章から順にご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

第1章では、はじめにといたしまして、1番でこの方針策定の背景・目的について、2番で

この方針の位置づけについて述べております。

2ページ、3ページをお願いいたします。

3番で対象期間、4番で人口推計、5番で推進体制、6番で再配置の進め方について、それぞれ示すこととしております。

飛ばしまして、6ページをお願いいたします。

第2章といたしまして、本市がめざす教育・施設についてといたしまして、まず1番、学校園教育の方向性について、教育振興基本計画に掲げる基本理念「学びあい、つながりあい、未来輝く人づくり」に基づき、子供たちがこれからの社会を生き抜く力を養うため、「国際社会に通用する能力やグローバルな視点を持ち、地域社会の活性化や発展に貢献できる」「グローバル人材」の育成とし、8ページでは、この方向性を踏まえた施設整備の方針について示すこととしております。

9ページをお願いいたします。

ここからは第3章といたしまして、幼稚園・こども園の適正規模・適正配置についてまとめております。

まず1番で、現状と今後の見通しについてといたしまして、まず幼稚園につきましては、今後の園児数と学級数の見通しから、基本方針において示している1学年当たりの望ましい学級数の2から3学級に対し、令和6年度以降は、全ての幼稚園の全学年で1学級の状態が続き、複数学級の運営が難しい状況にあること、また、10ページのこども園につきましては、今後も一定のニーズがあると考えられる保育利用（2号・3号認定）に対し、教育利用（1号認定）については、定員に大きく満たない状況が続くことが見込まれるとしております。

11ページをお願いいたします。

2番で適正規模・適正配置の推進についてとしまして、まず、基本方針で示してありました課題と対策や適正規模などについて示し、12ペ

ージ以降で、講じる改善の対策について検討した内容を踏まえて述べております。

幼稚園の対策につきましては、今後の園児数の見通しを踏まえると、幼児期の発達段階に応じた集団活動を維持することは困難であり、適正な規模での教育・保育の機会を提供するため再編・統合に取り組むこととし、13ページに示しておりますとおり、現在の幼稚園3園の園舎の活用が可能であるかについて、国の基準に基づき検討した結果を一覧表において示し、半田幼稚園と東野幼稚園については、必要な保育室数を確保するためには増築が必要となりますが、いずれも敷地に余裕がなく活用は難しい状況であるため、一定の増築は必要となるものの敷地に多少の余裕があり、統合した場合においても園運営は可能である東幼稚園での統合について、施設・設備面以外について、具体的には基本方針において検討するとしておりました地域間での立地バランス、周辺の交通、道路事情や送迎バスの導入、預かり保育の充実、給食の実施についても検討した結果、既存の幼稚園の園舎を活用した統合には、様々な課題があると判断したことについて述べております。

14ページをお願いいたします。

一方、こども園につきましては、一つの園舎での運営に向けて、幼稚園同様、既存施設の有効活用の観点から、現在2つに分かれている施設のどちらかへ集約した建て替えが可能であるかについて、国の基準に基づき検討し、その結果、必要となる園舎・園庭を確保することが困難であり、一つの園舎で運営するには他の敷地への移転が必要となることを述べております。

15ページをお願いいたします。

幼稚園については既存の園舎を活用した統合には課題があり、他の公共施設の活用や新たな用地確保等も非常に困難な状況である一方で、適正な規模に基づく幼児期の発達に応じた集団

活動の実践は早期に対応すべき課題となっている状況を踏まえ、幼稚園での教育を機能として捉えることとし、その魅力を向上させることに重点を置き、さらなる検討を行うこととし、3歳以上の教育に対する考え方は、幼稚園やこども園にかかわらず質の高い幼児教育を保障していくことが求められており、これまで幼稚園が担ってきた幼児教育をゼロ歳児から5歳児まで幅広い年齢の子供たちが交わって生活することも園で行うことは、その魅力向上に寄与するものと考えられること、また、こども園は保護者の就労状況等が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用することが可能となるメリットがあること、令和4年7月に実施した保護者アンケートにおいても、こども園へのニーズが高かったことなどを踏まえ、幼稚園・こども園の抱える課題の解消と本市の就学前教育・保育の魅力向上を図るため、幼稚園・こども園の統合し、新たなこども園を整備することとし、16ページ以降で、公立園としての役割や新しいこども園での取組について述べ、17ページでは、移転場所として、現在のぼっぼえんの敷地及び南第一小学校の敷地の一部とすることとしております。

なお、新たに整備するこども園につきましては、ぼっぼえんとの複合化についても検討することとし、相互の連携を深めていくことで、地域子育て支援拠点としての機能の向上を図っていくこととし、18ページでは配置イメージと想定スケジュールについて、19ページでは廃止となる幼稚園等の跡地活用について記載しております。

20ページをお願いいたします。

ここからは第4章いたしまして、小学校・中学校の適正規模・適正配置についてまとめております。

まず1番で、現状と今後の見通しについてと

いたしまして、今後の小学校と中学校の児童生徒数、学級数及び規模区分の見通しを表にまとめ、12ページでは、2番といたしまして、適正規模・適正配置の推進について、まず1番で、基本方針で示しておりました課題や基本的な考え方、規模の適正化に向けた対策についてまとめております。

22ページ、23ページをお願いいたします。

ここでは基本方針で示した課題や学校規模の推移の見通しを基に、適正規模・適正配置に関する学校ごとの方向性について、短期と中長期に区分して整理し示しております。

24ページをお願いいたします。

各学校とも規模や施設面において様々な課題がある中、現時点で全ての小中学校の課題を同時に解消していくことは困難であることから、特に早急な対策が必要な学校として、南第三小学校と狭山中学校を選定し、その理由について記載しております。

25ページをお願いいたします。

3番の短期に取り組む学校の対策についてといたしまして、まず、南第三小学校については、小規模特認校とすることとし、その制度の内容や想定スケジュールについて示し、令和7年度からの実施を目指す旨の記載をしております。

26ページをお願いいたします。

次に、狭山中学校については、最も古い校舎の建築年数は60年を経過していることや長年狭隘な運動場が課題とされていることを踏まえ、可能な限り早期にこの課題の解消を図るため、校舎の建て替えを基本として安全な教育環境の確保を図ることとし、運営開始までの想定スケジュールや建て替え後のイメージについて示しております。

27ページをお願いいたします。

最後に、第5章といたしまして、取組の推進についてとして、第4章までの内容をまとめて

おります。

以上が方針（素案）の構成、概要等でございます。

続きまして、意見募集の予定等でございます。

ただいまご説明させていただきました実施方針の素案につきましてご承認いただけましたら、令和6年4月1日から令和6年4月22日までの期間において、市のホームページをはじめ情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市立公民館、図書館、総合体育館、ほっぼえん、UPっぷ等を閲覧場所といたしまして、意見募集を実施したいと考えております。

なお、学校園につきましては、市民のうち特に当事者にできる児童生徒の保護者からの意見を広く聞く必要があるため、市内の幼稚園、こども園、保育所、小規模保育事業所、小中学校に在籍している子供の保護者、また市外の幼稚園、こども園等に在籍している保護者を対象といたしまして、案内文の送付を予定しております。

なお、この意見募集につきましては、現時点での検討内容について意見を聞くもので、パブリックコメントとは異なり、意見に対する市の考え方等を示すものではなく、いただいた意見を踏まえ、今後の方針策定に向けた検討作業の参考とするものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、大阪狭山市立学校への適正規模・適正配置に関する実施方針（素案）及び意見募集の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

素案を今、ご説明いただきまして、7ページのところで少し教えていただきたいと思った

ところがあります。

ゴールイメージというところで、就学前、小学校、中学校、3つ書かれているんですが、就学前は、これはきっと大人はこういうことをしていきたいというイメージだと思うんです。育むなんて。小学校、中学校は課題を表現できる意識を持つなので、子供がこんなふうになっていくということで、これ主語が多分違うイメージが3つぐらい書かれているような気がしまして、意識的にそのようにしておられるのであれば、その理由を教えていただきたいなというふうに思って、今質問をさせていただきました。

1つ目はこれです。まずはお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

今の。

教育監。

教育監（寺下憲志）

委員、言っていたいた、特に意識的にそうしているというわけではなくて、今、正直私それを指摘していただいて、確かにそのほうが、子供ベースで書くほうがいいのかなと思ったので、それについては次、これ今、素案の状態ですので、素案を取れるときには、やっぱり全てを子供目線で書くほうがきれいなというふうに思ったので、それは今ご意見聞かせていただいて、その方向で修正していきたいというふうに考えています。

教育委員（井上寿美）

ありがとうございます。

聞いてもいいですか。

教育長（竹谷好弘）

井上委員。

教育委員（井上寿美）

幼児教育って、指導案の狙いを書くときに、子供がこんなふうになっていきたいという、小学校、中学校バージョンで書くので、その意味では今、教育監がおっしゃったのは、そんなふ

うに変えていったほうがいいのかなと思いつつ、そんなふうじゃ変えていったときに、ゴールイメージということにしてしまうと、子供がやっぱりそこに到達せねばならぬということにならないのかなと。

だから、ゴールイメージでない、この文言もちょっと工夫する必要が出てくるような気はしました。ただ、こうすればいいという、すごいいい案があるわけではないので、また皆さんでご検討いただけたらいいかなというふうに思います。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

今のご意見いただいて、ゴールイメージというのは、やっぱり何か先生方に到達、今、井上委員が言っていたみたいに、到達せねばならぬという意識を持たすと、結局それがもうすごくやりにくい状況になると。一方で、こんな子供に育てたいなということをイメージしてもらいやすくもなるということもあって、今書かせていただいている部分もあるので、今のご意見を踏まえてどうしていくか、もう少しちょっとお時間いただいて、考えていきたいと思えます。ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご意見、ご質問等は。

井上委員。

教育委員（井上寿美）

12ページです。まだ案なので、これからご検討いただけたらいいと思いながら、2行目に幼児期の発達段階に応じた集団活動という文言があります。心理学だったらもう発達段階というのは当たり前に使われているんですが、保育所保育指針の中で、この言葉をあえて使わないようにしてきたという歴史がありまして、それはやっぱり段階ではなくて、子供たちはそれぞれ

の個人差がある中であるプロセスを通して大きくなっていくということで、発達過程という言葉は保育所保育指針では用いております。

今回、何かこども園という形で統合していくというふうな、今イメージをこの中には加えられているので、できたら何か発達過程の文言のほうがいいのではないかという気がしました。

でも、これも発達段階が間違っているというわけではございませんので、ご検討いただけたらというふうに思います。

以上です。

教育長（竹谷好弘）

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員。

（ ）

今の理由、説明聞いていたら、すごく分かりやすく今までの流れがまとめられているのでいいかなと思いました。

先ほどちょっとおっしゃられていましたけれども、素案が取れて云々というのは、大体スケジュール的にはどういう形になるのでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

今後想定しておりますスケジュールですけれども、先ほど申しあげました意見募集を4月に予定させていただいております。その後、意見の精査等を行いまして、6月もしくは7月頃になるんですけれども、市長部局等のいわゆるタウンミーティングのほうを共催ということで予定しております。その中で、いろいろまた市民の皆さんのご意見をお聞きしながら、実施方針の策定という部分につきましては、タウンミーティングが終わった後に、今後は正式な形でパブリックコメントを8月頃に予定し、9月に実施方針策定、いわゆるその案が取れるという意

味で言いますと9月頃を予定しております。

以上でございます。

()

ということはあれですね、タウンミーティングとかパブリックコメントは、この文言でいくという形になるわけですね。

教育長(竹谷好弘)

担当。

()

そのとおりでございます。

教育長(竹谷好弘)

ほかに何かご質問、ご意見などございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

次にまいります。

日程第4、報告第4号、大阪狭山市文化財保存活用地域計画(素案)及び大阪狭山市文化財保存活用地域計画(素案)のパブリックコメントについてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

歴史文化グループ課長(森口健次)

それでは、日程第4、報告第4号、大阪狭山市文化財保存活用地域計画(素案)のパブリックコメントについてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

本市では、これまで平成30年度に大阪狭山市歴史文化基本構想を策定し、歴史文化を生かしたまちづくりを目指し、市民、地域、行政など関係するあらゆる主体がそれぞれの役割を認識し、協働して歴史文化を生かしたまちづくりを進めるための基本方針を定めています。

歴史文化基本構想と文化財保存活用地域計画

の大きな違いは、基本構想が中長期的な基本方針を定めることが中心であったのに対し、地域計画は、文化財の保存と活用に関して実施する具体的な措置が示されることにあります。

それでは、お手元にお配りさせていただいております計画全体の説明を簡単にさせていただきます。

お配りしている計画書の案の記載については、素案に読み替えていただきますように拡大いたします。

それでは、計画書、2ページの目次部分をご覧ください。

まず、序章では、資料6ページの1、計画作成の背景と目的と、7ページの2、計画の期間、そして8ページの3、計画の位置づけとして関連する計画との関係など記述しております。

あわせて、14ページにもあります本計画における4、用語の定義を定めております。

続きまして、15ページの第1章、大阪狭山市の概要では、地理、自然、歴史等を分けて、本市の概要を説明しております。

43ページの第2章、大阪狭山市の文化財の概要では、指定文化財と未指定文化財に分け、本計画の対象となる主となる文化財を紹介しております。

51ページの第3章、大阪狭山市の歴史文化の特徴では、歴史的概要、文化財の概要を受けて本市の歴史文化の特性、特徴をまとめております。

55ページの第4章、文化財に関する調査では、これまで本市で行ってきた調査の概要を刊行物や台帳、残された資料などを中心に表形式でまとめております。

71ページの第5章、歴史文化遺産の保存と活用に関する目標、将来像では、まず、1、将来像として、地域の宝物を守り伝え、未来に誇れるまちをつくと設定し、その実現に向けた、

2、基本的な方向性を3つにまとめました。

73ページにある、1、歴史文化を学び、未来に伝える人をつくる人づくりとして、ここでは社会教育や学校教育の場で文化遺産の価値と魅力を多くの方に知っていただく機会を増やし、歴史文化について主体的に学ぶ機会を提供し、歴史文化遺産を交流人口の増加につなげるような活動に目標を設定しております。

2、歴史文化遺産を見せる、生かせる場をつくる場づくりとして、ここでは地域に残る文化遺産を磨き、知り、体感できる場を増やし、個々の歴史文化遺産を一体的に活用できるようにしながら、残る歴史文化遺産に対して、防災、防犯の対策を取ることを目標に方向性を設定しております。

3、歴史文化遺産を支える基盤を整える仕組みづくりとして、ここでは地域文化遺産の保存活用の基盤となる歴史的価値や現状把握の調査、情報の整理と情報の発信について目標にしております。

75ページの第6章、歴史文化遺産に関する課題と方針では、さきの3つの方向性に関する維持保存と活用の現状と課題を確認し、その2、その課題解決に向けた方針を定めております。

93ページの第7章、歴史文化遺産の保存と活用に関する措置では、この計画の特徴でもある歴史文化遺産の保存と活用に関する措置についてまとめております。

計画書本文の94ページから105ページまでに措置の具体的な内容を書かせていただいております。

人づくりの措置では、学校教育との連携、従来の普及啓発イベントの継続、環境部局との連携などの措置があります。

場づくりの措置では、今年2月21日に史跡狭山池追加の池守田中家住宅として国史跡指定を受けた池守田中家の保存活用に関する措置が多

くなっております。それとともに文化財の場を守るという点から、防災、防犯に関する措置も場づくりに組み込んでおります。

仕組みづくりの措置では、従来の保護調査活動の継続とともに、情報発信、情報活用などの評価を措置として挙げております。

既存の事業、新規の事業も含めて関係性と関連性を考えながら、多くの関係者と共に本計画を進めてまいりたいと考えております。

107ページの第8章、文化財の防災、防犯と災害対策では、第5、6、7章で述べた部分のうち、防災、防犯に関係する箇所を抜粋し、情報を追加して、より具体的に利用できるような説明をさせていただいております。

117ページの第9章、歴史文化遺産の保存活用の推進体制のうち、1、計画の推進と体制では、本計画を進めるために当たり、関係するそれぞれに求められる役割についてまとめております。

2、計画の進捗管理と評価では、本計画の進捗管理の指標とする事業や基本的な文言についてまとめております。

以上が計画案の概要等でございます。

お手元にお配りしております各位コメント募集をご覧いただきまして、ただいまご説明させていただきました素案につきましてご承認いただきまして、令和6年3月18日から令和7年4月5日までの期間において、市のホームページをはじめ、情報公開コーナー、ニュータウン連絡所、市立公民館、図書館、社会教育センター、府立狭山池博物館、市立郷土資料館事務室、市立総合体育館、老人福祉センターさやま荘、市民活動支援センターなどを閲覧場所といたしまして、広く意見募集をいたしまして、令和6年4月下旬頃にはパブリックコメントの回答といたしまして、市のホームページ等でお示しする予定でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、大阪狭山市文化財保存活用地域計画のパブリックコメントについての説明とさせていただきます。何とぞご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第5、報告第5号、大阪狭山市立東小学校増築工事の変更契約についてを議題といたします。

担当の説明を求めます。

担当。

教育施設グループ課長（神楽所保則）

それでは、日程第5、報告第5号、大阪狭山市立東小学校増築工事の変更契約につきましてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

資料は39ページ、40ページとなっております。

本件は、去る令和5年第6回大阪狭山市教育委員会定例会議でご報告いたしました大阪狭山市立東小学校増築工事につきまして、増築工事の基礎に係る掘削作業を進めたところ、歩道側の塀の基礎が浅いことが判明し、歩行者の安全面から塀の撤去工事を行い、その際に歩道が崩れないよう鋼矢板での土留め工事を新たに行うこととなりました。

また、掘削作業中に当初想定していなかった間知ブロックや埋設管が発見されたため、適切な処置を行うこととなりました。

このように、当初想定していなかった費用が

発生したほか対応措置を行った結果、工期内の完成が困難になったことから、2月8日付で仮契約を締結したもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要となる金額であることから、昨日に開催されました3月定例会議の本案議決初日に契約締結に関する議案を上程させていただき本契約の議決をいただいたもので、ご報告をさせていただきます。

変更契約内容の詳細でございますが、変更前契約金額、税込みで2億6,797万7,600円に対して変更後の契約金額は2,216万2,800円増額の2億9,014万400円となっております。

工期につきましては、議会議決日、令和5年6月27日の翌日から令和6年3月31日までを令和6年5月31日までに変更しております。

なお、本工事は令和6年4月の普通教室不足への対応として実施している工事であり、今回の工事内で、既存校舎内の多目的室を普通教室へ転用する工事につきましては3月中に完成をし、引渡しを受けることとなっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については承認されました。

続きまして、日程第6、報告第6号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第12号、第13号 教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、日程第6、報告第6号、令和5年度（2023年度）大阪狭山市一般会計補正予算（第12号、第13号 教育委員会関係）についてご説明させていただきます。

本件につきましては、予算関連所属が複数ございますので、教育総務グループから一括してご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料につきましては、41ページから44ページまででございます。

まず、42ページをお願いいたします。

補正第12号の繰越明許費補正でございます。

教育費、小学校費の小学校普通教室環境整備事業でございますが、これは先ほど報告第5号で説明がありましたとおり、東小学校の校舎増築工事の工期を延長するため、当該工事費及びそれに要するネットワーク整備費用2億1,478万円を繰り越すものでございます。

次に、補正第13号の繰越明許費補正でございますが、民生費、児童福祉費のプレイセンター推進事業1万5,000円、子育て支援センター運営事業の5万3,000円、教育費、教育総務費の教育振興事業の1万8,000円は、いずれも令和5年度に交付いたしましたさやりんポイントを4月以降も年度をまたいで使用することから、繰り越すものでございます。

引き続きまして、歳入でございます。

資料の43ページでございます。

まず、国庫支出金でございますが、国庫負担金の民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金が3,448万8,000円、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金が52万9,000円のそれぞれ減額、教育費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費国庫負担金が551万5,000円の増額、子育てのための施設等利用給付費国庫負担金が649万1,000円の減額で、

これらは全て子ども・子育て支援給付事業及び子育てのための施設等利用給付事業の決算見込み状況を踏まえ予算額を更正するもので、学校費負担金の公立学校施設整備費負担金は、小学校増築工事費等の変更に伴い1578万3,000円の減額でございます。

次に、府支出金でございますが、府負担金の民生費府負担金の子どものための教育・保育給付費府負担金が1,263万2,000円、子育てのための施設等利用給付費府負担金が26万4,000円のそれぞれ減額、教育費府負担金の子どものための教育・保育給付費府負担金が275万8,000円の増額、子育てのための施設等利用給付費府負担金が324万6,000円の減額、府補助金の教育費府補助金の施設型給付費等地方単独費用府補助金が195万8,000円の増額で、これらは全て先ほどの国庫支出金と同様、子ども・子育て支援給付事業及び子育てのための施設等利用給付事業に係る決算見込み状況を踏まえた予算額の更生でございます。

また、民生費府補助金の大阪府安心こども基金特別対策事業補助金は、幼児教育・保育の無償化実施円滑化事業の交付額の増額により182万9,000円、寄附金の民生寄附金では、子育て応援事業指定寄付金で390万円のそれぞれ増額で、歳入合計では5,137万3,000円の減額補正となります。

続いて、歳出でございます。

資料は44ページでございます。

まず、民生費の児童福祉費、児童福祉総務費の児童福祉管理事業の子育て応援基金積立金が390万円の増額でございます。

子ども・子育て支援給付事業の地域型保育給付費が5,975万2,000円、子育てのための施設等利用給付事業の施設等利用給付費が105万9,000円の減額で、これらにつきましては、先ほど歳入でご説明しました子ども・子育て支援給付事

業の給付等の決算見込み状況による決算額の更生とした部分の歳出予算の更生でございます。

次に、教育費の小学校費、小学校整備費の小学校整備事業、小学校屋内運動場熱中症対策工事設計業務委託料が300万円、東小学校増築工事費が4,905万7,000円、北小学校増築工事費が1,100万円、中学校費、中学校整備費の中学校整備事業の中学校屋内運動場熱中症対策工事設計業務委託料が100万円のそれぞれ減額で、これらはいずれも落札減によるものでございます。

幼稚園費、幼稚園振興費の子ども・子育て支援給付事業の施設型給付費は1,447万6,000円の増額、子育てのための施設等利用給付事業の施設等利用給付費は1,298万1,000円の減額で、これらも先ほどの歳入でご説明いたしました子ども・子育て支援給付事業の給付等の決算見込みによる予算額の更生としました歳出分の予算でございます。

以上、歳出につきましては、合計で1億1,947万3,000円の減額補正でございます。

以上が補正予算の概要でございますが、ご質問等ございましたら、各担当グループから詳細につきましてご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

本案については表明されました。

続きまして、報告第7号、令和6年度（2024年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）についてを議題といたします。

担当に説明を求めます。

担当。

教育部次長兼教育総務グループ課長（浜口亮）

それでは、報告第7号、令和6年度（2024年度）大阪狭山市一般会計予算（教育委員会関係）についてご説明させていただきます。

資料は45ページから61ページでございますが、本日は令和6年度の教育委員会の主要事業について、順番にご説明させていただきます。

なお、詳細の説明は、令和6年度の新規事業のみとし、一部新規事業と継続事業につきましては、事業名と予算額のみ説明とさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

46ページをお願いいたします。

まず、こども家庭センター事業でございます。

母子保健機能を有する子育て世代包括支援センターと児童福祉機能を有するこども家庭総合支援拠点の機能を一体化し、子育てに不安や悩みを抱える方々に妊娠期から切れ目なく寄り添いながら、これまで以上に丁寧かつ親身になって対応できる体制を構築するため、大阪狭山市こども家庭センターを子育て支援・世代間交流センターUPっぷ内に設置することとし、会計年度任用職員報酬など2,363万5,000円を計上しております。

47ページをお願いいたします。

子育て世帯訪問支援事業でございます。

妊娠期、子育て期の負担軽減を図るため、妊産婦や要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象に、訪問により子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行うもので、業務委託料など65万円を計上しております。

次は、ひとり親世帯等さやりんポイント支給事業で、ひとり親等世帯及び障がい児を養育する世帯の家計負担を軽減し、子育てを支援するとともに、市内での消費を喚起し、市内経済の活性化を図るため、対象児童1人当たりさやり

んポイント8,000ポイントを付与するもので、業務委託料など814万5,000円を計上しております。

次は、民間保育所・認定こども園等保育士等スポット配置補助事業で、市内の民間保育所、認定こども園等に対し、現場保育士の負担軽減を図るため、登園時の繁忙な時間帯や一部の時間帯に支援者を配置するため補助金を支給するもので594万円を計上しております。

48ページをお願いいたします。

民間保育所・認定こども園等ICT機器整備費補助事業で、市内の民間保育所、認定こども園等に対して保護者との連絡システム、キャッシュレス決済システム等の導入を促進するため補助金を支給するもので802万5,000円を計上しております。

次に、子ども・子育て支援事業計画策定事業は、委員報酬など635万円、その次の小中学校給食費無償化事業では、補助金といたしまして1億1,246万6,000円の計上でございます。

49ページをお願いいたします。

小中学校給食費値上抑制事業で補助金1,307万5,000円、育英金貸付範囲拡充事業で144万円、教育振興基本計画策定事業で、委員報酬など507万5,000円の計上でございます。

50ページをお願いいたします。

英語教育支援事業でございますが、生徒の英語を使う機会の確保と英語能力の定着を図るため、中学校2・3年生を対象に、英語運用能力を技能別に測定するスコア型英語能力判定テストを実施し、一人一人の学習の伸びや課題の把握に取り組むとともに、スピーキング力向上を図るため、大阪府が提供する英語学習ツールを全小中学校に導入するもので、業務委託料など881万3,000円の計上でございます。

次に、デジタル教科書導入事業では、消耗品費53万円の計上、次の校内通信ネットワーク機

器更新事業におきましては、学校内で1人1台端末等のインターネット通信を行う上で欠かせないネットワーク機器について、さらなる通信関係の強化を図るため機器を更新するもので、機器の借り上げ料といたしまして762万5,000円を計上しております。

51ページをお願いいたします。

インクルーシブ教育充実事業でございますが、子供一人一人の多様性に合わせた学びを支援するとともに、小学校低学年期の発達特性を効果的に把握するため、読み書きや認知特性といった基礎スキルをはかるICT学習ツールを全小中学校に導入するもので、ツールの利用料として145万2,000円を計上しております。

次に、部活動地域移行事業でございますが、部活動の地域移行に向けた取組として、令和6年度から試験的に1つの部活を民間委託するもので、業務委託料など375万8,000円を計上しております。

次に、スクール・サポート・スタッフ事業では、会計年度任用職員報酬など721万2,000円の計上でございます。

52ページをお願いいたします。

スクールロイヤー派遣業務委託事業では、近年、全国的にもパソコンやスマートフォン等を用いたいじめ事例が発生するなど法律相談の内容が多様化してきていることから、学校現場で生じる諸課題に速やかに対応し生徒指導の一層の充実を図るため、教職員が学校現場専門の弁護士に個別相談ができる体制を整備するもので、業務委託料として66万円を計上するものでございます。

次に、第七小学校施設環境改善事業では、設計業務委託料など4,058万2,000円、53ページに移っていただきまして、小学校屋内運動場熱中症対策事業でも、委託料など2億1,373万8,000円の計上でございます。

次の中学校耐力度調査事業でございますが、建築から年数を経て老朽化している狭山中学校について、必要に応じて改修あるいは建て替え等を検討するため施設の劣化状況等を詳細に把握する調査を実施するもので、業務委託料として537万9,000円を計上しております。

フリースクールみらい施設改修事業でございますが、フリースクールみらいの施設環境の向上を図るためトイレの整備を行うもので、改修工事費といたしまして301万2,000円の計上でございます。

54ページをお願いいたします。

中学校施設環境改善事業では、第三中学校内の教育支援センターの受入れ体制を拡充するため、新たに教室を増設するとともに、生徒の教育環境の向上を図るため空調機を設置し、併せて給食の配膳作業員の負担の軽減を図るため配膳室に空調機を設置するもので、工事費といたしまして580万円を計上するものでございます。

図書館管理運営事業では、図書を通じた生涯学習の充実を図るため、旧イオン金剛店の跡地における新たな商業施設において、図書の返却や予約図書の受け取りサービスを実施するもので37万7,000円の計上でございます。

パリオリンピック・パラリンピック推進事業につきましては、2024年パリオリンピック新競技であるブレイキンの出場権を獲得した本市出身で特命大使の半井重幸選手を応援するため、本市における機運醸成事業として庁舎懸垂幕等の製作、掲示、庁舎入り口付近に特設コーナーの設置や総合体育館にてパブリックビューイング等を実施するもので、会場設備借上料など132万6,000円を計上するものでございます。

55ページをお願いいたします。

池守田中家保存活用事業は、国史跡狭山池の追加指定予定の池守田中家の保存と活用を図ることを目的に用地取得のための測量、登記等に

向けた物件調査や樹木の伐採を行うもので、用等購入業務委託料など714万8,000円を計上するものでございます。

郷土資料館展示事業では、報償費など376万3,000円、最後に56ページの狭山中学校区円卓会議推進事業では、教育委員会費として121万円の計上でございます。

令和6年度の主要事業につきましての説明は以上でございます。

また、57ページから61ページには、一般会計予算の令和5年度と令和6年度の比較を含めた事業別一覧表を掲載しております。

ご質問等ございましたら、各担当グループから詳細につきましてご説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

教育長（竹谷好弘）

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。何かもう少し。

山田委員。

教育委員（山田順久）

すみません、解説していただいてありがとうございます。

51ページの部活動地域移行事業というのと、それと54ページの中学校施設環境改善事業、学校内みらい教室等とあるんですけれども、そこらあたり、もうちょっと具体的に教えていただけますか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

1点目の部活動地域移行事業についてご説明いたします。

令和6年度から段階的な移行を目指して、1つの部活を民間委託するというものでございます。

具体的には夏以降、8月、9月以降から1つのクラブを3つの中学校から合同で練習する機

会を設けていきます。平日1日、休日1日で試験的に実施していきたいと考えております。

また、その際には、完全にまだ民間委託するのではなく、教員のほうも、これにつきまして付き添いながら試験していく形と考えております。

以上です。

教育委員（山田順久）

もう一つ、中学校。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

中学校施設環境改善事業でございます。

第三中学校におきまして、校内みらい教室ほかの教育支援センターの受入れの拡充のために、現在空き教室になっております教室に空調機の設置をするものでございます。

あわせて、中学校の給食の配膳室につきましても現在空調機がございませんので、空調機の整備を行う事業となっております。

教育長（竹谷好弘）

山田委員。

教育委員（山田順久）

このところに、みらいの機能も第三中学校内につけるといことですね。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

校内の中にそういった機能を設けるといことなのでございます。

教育委員（山田順久）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

教育監。

教育監（寺下憲志）

第三中学校はもう現状、校内のみらいみたいなものがあるんです。ただ、その部屋にエアコ

ンがついていないので、どうしても暑くなってくるとジブシーのように移動している状況がありますので、それを直していこうと。そういう意図でございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

すみません、ちょっと予算とは違うんですが、先ほどの部活動地域移行事業の1つの部活って、具体的に何の部活を民間に委託していく……。

教育長（竹谷好弘）

担当。

種目ですね。

（ ）

まだ確定ではございませんが、今のところは卓球部で実施してみたいと考えております。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ございますでしょうか。

河合委員。

教育委員（河合洋次）

スクールロイヤー派遣業務なんですけれども、これは、相談は弁護士が現場に来てくれるのか、それとも、その弁護士の事務所に行って相談を受けなきゃいけないのか、どちらなんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

これにつきましては、学校のほうからメールでの質問で、即時対応していただくということを想定しております。

教育委員（河合洋次）

電話での相談とかもあるんですか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

個別の相談内容に応じまして、その後で電話

に切り替わることもあります。

教育委員（河合洋次）

直接面談もあり得るということ。

（ ）

はい。

教育委員（河合洋次）

分かりました。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問等ありますでしょうか。なしでございませうか。

田川委員。

教育委員（田川宜子）

すみません、英語教育支援事業のところでお教えてください。

スコア型英語能力判定テストというのは、たくさんスコア型あるんですけども、どれを一番用いようか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

まずは、今年度実施いたしましたGTECというものを想定しております。

教育委員（田川宜子）

GTEC、はい。

教育長（竹谷好弘）

よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

すみません、ちょっとここで暫時休憩取らせてください。

（休 憩）

教育長（竹谷好弘）

休憩前に引き続き、ほかに何かご質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

田川委員、どうぞ。

教育委員（田川宜子）

すみません、インクルーシブ教育充実事業の

ところで、学びの支援の多様性というところで、小学校低学年（2年生・3年生）の発達特性を効果的に把握するためにというところで、そのICT学習ツールというのはどういったものを導入しようか、どういうふうに使って行く、また、どうして2、3年生だけなのかというのと、すみません、教えていただければ。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

まず、早期に子供たちの状況を把握するというところを、重きをまず置いております。

まず、なぜ2年、3年なのかですが、本市では、1年生ではMIM指導というものをやっておりますので、一旦その部分で1年生では見えておいていこうと考えております。

それで、学年が上がりまして、2年、3年生の中で1人1台端末もございませうので、その中にICT学習ツールを入れまして、まず一番最初に簡易な試験みたいなものを行います。その中で、本人の強み弱みというものが読み取れるようになっております。その個人ごとの強み弱みに応じた問題が提案されてくるようなソフトになっておりますので、その中にゲーム的な要素もありまして、この問題をクリアできたら次の問題へのチャレンジの判こがもらえるとか、そういったものになっております。

あと使う状況ですけども、学習の場面だけではなく、隙間時間、休み時間でも効果的に使えると思います。また、家庭学習の中でも使えるかなと思っております。

以上でございます。

教育長（竹谷好弘）

田上委員。

どうぞ。

教育委員（田川宜子）

1年生はMIMがあつて、2、3年生がこの

学習ツールがあって、以降の学年では、またこういうものって、またあるんでしょうか。

教育長（竹谷好弘）

担当。

（ ）

おっしゃっているICT学習ツールのようなものはございませんが、まず5年生につきましては大阪府の共通のテストとかがありますし、6年生も全国学力調査のほうあります。あと4年生につきましては、できれば独自のテストを用いて子供の状況を把握したいなというふうに考えております。

教育委員（田川宜子）

ありがとうございます。

教育長（竹谷好弘）

ほかに何かご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。本案については承認されました。

以上をもちまして、本日の議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の教育委員会定例会議を閉会いたします。

以上

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、署名する。

教育委員会教育長

教育委員会 委員

教育委員会 委員

教育委員会事務局職員